

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部改正について

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部を改正する条例

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例（平成 12 年条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の項金額の欄第 1 号中「7,000 円」を「12,000 円」に改め、同欄第 2 号中「13,000 円」を「22,000 円」に改め、同欄第 3 号中「20,000 円」を「34,000 円」に改め、同欄第 4 号中「28,000 円」を「48,000 円」に改め、同欄第 5 号中「48,000 円」を「72,000 円」に改め、同欄第 6 号中「71,000 円」を「107,000 円」に改め、同欄第 7 号中「207,000 円」を「311,000 円」に改め、同欄第 8 号中「311,000 円」を「467,000 円」に改め、同欄第 9 号中「531,000 円」を「797,000 円」に改め、同表 4 の項事務の欄中「第 18 条第 16 項」を「第 18 条第 20 項」に改め、同項金額の欄第 1 号中「14,000 円」を「24,000 円」に改め、同欄第 2 号中「17,000 円」を「29,000 円」に改め、同欄第 3 号中「23,000 円」を「39,000 円」に改め、同欄第 4 号中「32,000 円」を「54,000 円」に改め、同欄第 5 号中「53,000 円」を「80,000 円」に改め、同欄第 6 号中「74,000 円」を「111,000 円」に改め、同欄第 7 号中「178,000 円」を「267,000 円」に改め、同欄第 8 号中「260,000 円」を「390,000 円」に改め、同欄第 9 号中「455,000 円」を「683,000 円」に改め、同表 5 の項事務の欄中「第

第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同表6の項事務の欄中「第11条第1項の特定建築物」を「第10条第1項の建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)の規定に基づく基準に適合するものを除く。以下9の項において同じ。）」に改め、同項金額の欄第1号中「6,000円」を「9,000円」に改め、同欄第2号中「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「10,000円」を「11,000円」に改め、同欄第6号中「37,000円」を「55,000円」に改め、同号を同欄第7号とし、同欄第5号中「34,000円」を「51,000円」に改め、同号を同欄第6号とし、同欄第4号中「30,000円」を「45,000円」に改め、同号を同欄第5号とし、同欄第3号中「23,000円」を「34,000円」に改め、同号を同欄第4号とし、同欄第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 15,000円

別表第1の7の項事務の欄中「第18条第20項」を「第18条第29項」に、「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同項金額の欄第1号中「13,000円」を「22,000円」に改め、同欄第2号中「16,000円」を「27,000円」に改め、同欄第3号中「22,000円」を「37,000円」に改め、同欄第4号中「30,000円」を「51,000円」に改め、同欄第5号中「52,000円」を「78,000円」に改め、同欄第6号中「69,000円」を「104,000円」に改め、同欄第7号中「161,000円」を「242,000円」に改め、同欄第8号中「252,000円」を「378,000円」に改め、同欄第9号中「445,000円」を「668,000円」に改め、同表8の項事務の欄中「第18条第16項」を「第18条第20項」に、「第18条第20項」を「第18条第29項」に改め、同表9の項事務の欄中「第11条第1項の特定建築物」を「第10条第1項の建築物」に改め、同表10の項事務の欄中「第18条第19項」を「第18条第28項」に改め、同項金額の欄第1号中「13,000円」を「22,000円」に改め、同欄第2号中「16,000円」を「27,000円」に改め、同欄第3号中「22,000円」を「37,000円」に改め、同欄第4号中「28,000円」を「48,000円」に改め、同欄第5号中「49,000円」を「74,000円」

に改め、同欄第6号中「66,000円」を「99,000円」に改め、同欄第7号中「147,000円」を「221,000円」に改め、同欄第8号中「222,000円」を「333,000円」に改め、同欄第9号中「407,000円」を「611,000円」に改め、同表11の項事務の欄中「第18条第19項」を「第18条第28項」に改め、同表12の項事務の欄中「第18条第24項」を「第18条第38項」に改め、同表75の項事務の欄中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同表76の項事務の欄中「第18条第19項」を「第18条第28項」に改め、同表備考第1項第2号ア中「建築主事」の次に「又は建築副主事」を加える。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第2条第3号関係）

項	事務	名称	金額
1	宅地造成及び特定盛土等規制法（以下この表において「法」という。）第12条第1項の規定に基づく宅地造成等に関する工事の許可又は法第30条第1項の規定に基づく特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の許可の申請に対する審査	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請手数料	次の各号に掲げる切土又は盛土をする土地の面積の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額 (1) 500平方メートル以内のもの の 21,000円 (2) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの の 32,000円 (3) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの の 44,000円 (4) 2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの の 62,000円 (5) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの の 72,000円

			<p>(6) 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のも の 96,000 円</p> <p>(7) 10,000 平方メートルを超 え 20,000 平方メートル以内の もの 150,000 円</p> <p>(8) 20,000 平方メートルを超 え 40,000 平方メートル以内の もの 228,000 円</p> <p>(9) 40,000 平方メートルを超 え 70,000 平方メートル以内の もの 354,000 円</p> <p>(10) 70,000 平方メートルを超え 100,000 平方メートル以内のも の 498,000 円</p> <p>(11) 100,000 平方メートルを超 えるもの 642,000 円</p>
	<p>土石の堆積に 関する工事の 許可申請手数 料</p>	<p>次の各号に掲げる土石の堆積を行 う土地の面積の区分に応じ、それぞ れ当該各号に定める金額</p>	<p>(1) 500 平方メートル以内のも の 16,000 円</p> <p>(2) 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のも の 18,000 円</p> <p>(3) 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のも の 21,000 円</p> <p>(4) 2,000 平方メートルを超え</p>

			<p>3,000 平方メートル以内のもの の 24,000 円</p> <p>(5) 3,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの の 34,000 円</p> <p>(6) 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの 37,000 円</p> <p>(7) 10,000 平方メートルを超 え 20,000 平方メートル以内の もの 44,000 円</p> <p>(8) 20,000 平方メートルを超え 40,000 平方メートル以内のもの 58,000 円</p> <p>(9) 40,000 平方メートルを超 え 70,000 平方メートル以内の もの 78,000 円</p> <p>(10) 70,000 平方メートルを超え 100,000 平方メートル以内のも の 114,000 円</p> <p>(11) 100,000 平方メートルを超 えるもの 138,000 円</p>
2	法第 16 条第 1 項の規定に基づく宅地造成等に関する工事の計画の変更許可又は法第 35 条第 1 項の規定に基づく特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工	宅地造成等に関する工事の変更許可申請手数料	<p>次に掲げる金額を合計した金額。</p> <p>ただし、宅地造成及び特定盛土等に関する工事の計画の変更許可に係る金額が 642,000 円を超えるときは 642,000 円とし、土石の堆積に関する工事の計画の変更許可に係る金額が 138,000 円を超えるときは 138,000</p>

事の計画の変更許可の  
申請に対する審査

円とする。

- (1) 宅地造成等に関する工事の計画の変更（次号のみ又は第3号のみに該当する場合を除く。）については、宅地造成等区域の面積（次号に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の宅地造成等区域の面積、宅地造成等区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の宅地造成等区域の面積）に応じ、それぞれ1の項に規定する手数料の金額の10分の1に相当する金額
- (2) 新たな土地の宅地造成等区域への編入については、新たに編入される宅地造成等区域の面積に応じ、それぞれ1の項に規定する手数料の金額と同一の金額
- (3) 土石の堆積に関する工事の許可の期間の始期から5年を超えて土石の堆積を行う場合における当該許可の期間の変更（さらに土石の堆積を行う期間が5年を超えるごとに行う許可の期間の変更を含む。）については、1の項に規定する土石の堆積に関する工事の許可申請手数料と同一の金額

			(4) その他の変更については、 10,000円
3	法第18条第1項の規定に基づく宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事又は法第37条第1項の規定に基づく特定盛土等に関する工事の中間検査の申請に対する審査	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請手数料	次の各号に掲げる切土又は盛土をする土地の面積の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額 (1) 500平方メートル以内のもの の 10,000円 (2) 500平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの の 11,000円 (3) 1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの の 12,000円 (4) 2,000平方メートルを超え 3,000平方メートル以内のもの の 13,000円 (5) 3,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの の 15,000円 (6) 5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内のもの の 16,000円 (7) 10,000平方メートルを超え 20,000平方メートル以内のもの の 17,000円 (8) 20,000平方メートルを超え 40,000平方メートル以内のもの の 18,000円 (9) 40,000平方メートルを超

			え 70,000 平方メートル以内のもの 20,000 円
			(10) 70,000 平方メートルを超え 100,000 平方メートル以内のもの 26,000 円
			(11) 100,000 平方メートルを超えるもの 27,000 円

別表第 5 に次のように加える。

1 2	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和 3 7 年建設省令第 3 号）第 8 8 条に規定する証明書等の交付	300 円
-----	--	-------

別表第 8 の 1 の項事務の欄中「及び次項」及び「(次項に該当する場合を除く。)」を削り、同項金額の欄を次のように改める。

<p>次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額</p> <p>(1) 住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 適合証、設計住宅性能評価書又はこれらに相当すると認められるものの写しが添付される場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 5,000 円</p> <p>(イ) 共同住宅等 次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a 300 平方メートル未</p>
---



満 10,000 円

b 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満 22,000 円

c 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満 48,000 円

d 5,000 平方メートル以上 86,000 円

イ 適合証、設計住宅性能評価書又はこれらに相当すると認められるものの写しが添付されない場合 次に掲げる評価基準の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 誘導性能基準により評価する方法 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 一戸建ての住宅 次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 200 平方メートル未満 31,000 円

(b) 200 平方メートル以上 34,000 円

b 共同住宅等 次に掲げる面積の区分に応じ、

それぞれ次に定める額

(a) 300 平方メートル  
未満 61,000 円

(b) 300 平方メートル  
以上 2,000 平方メー  
トル未満 102,000  
円

(c) 2,000 平方メート  
ル以上 5,000 平方メ  
ートル未満 173,000  
円

(d) 5,000 平方メート  
ル以上 248,000 円

(イ) 誘導仕様基準により評  
価する方法 次に掲げる  
区分に応じ、それぞれ次に  
定める額

a 一戸建ての住宅 次に  
掲げる面積の区分に  
応じ、それぞれ次に定  
める額

(a) 200 平方メートル  
未満 16,000 円

(b) 200 平方メートル  
以上 17,000 円

b 共同住宅等 次に掲  
げる面積の区分に応じ、  
それぞれ次に定める額

(a) 300 平方メートル

- 未満 29,000 円
- (b) 300 平方メートル  
以上 2,000 平方メー  
トル未満 51,000 円
- (c) 2,000 平方メー  
トル以上 5,000 平方メ  
ートル未満 91,000  
円
- (d) 5,000 平方メー  
トル以上 138,000 円
- (ウ) 誘導性能基準及び誘導  
仕様基準を併用して評価  
する方法 次に掲げる区  
分に応じ、それぞれ次に定  
める額
- a 一戸建ての住宅 次に掲  
げる面積の区分に  
応じ、それぞれ次に定め  
る額
- (a) 200 平方メートル  
未満 23,000 円
- (b) 200 平方メートル  
以上 25,000 円
- b 共同住宅等 次に掲  
げる面積の区分に応じ、  
それぞれ次に定める額
- (a) 300 平方メートル  
未満 45,000 円
- (b) 300 平方メートル

以上 2,000 平方メー  
トル未満 76,000 円

(c) 2,000 平方メー  
トル以上 5,000 平方メ  
ートル未満 132,000  
円

(d) 5,000 平方メー  
トル以上 193,000 円

(2) 非住宅部分 次に掲げる区  
分に応じ、それぞれ次に定め  
る額

ア 適合証又はこれに相当す  
ると認められるものが添付  
される場合 次に掲げる面  
積の区分に応じ、それぞれ次  
に定める額

(ア) 300 平方メートル未満  
10,000 円

(イ) 300 平方メートル以上  
1,000 平方メートル未満  
18,000 円

(ウ) 1,000 平方メートル以  
上 2,000 平方メートル未  
満 29,000 円

(エ) 2,000 平方メートル以  
上 5,000 平方メートル未  
満 86,000 円

(オ) 5,000 平方メートル以  
上 10,000 平方メートル未

満 136,000 円

(カ) 10,000 平方メートル  
以上 25,000 平方メートル  
未満 172,000 円

(キ) 25,000 平方メートル  
以上 214,000 円

イ 適合証又はこれに相当する  
と認められるものが添付  
されない場合 次に掲げる  
評価基準の区分に応じ、それ  
ぞれ次に定める額

(ア) モデル建物法 次に掲  
げる面積の区分に応じ、  
それぞれ次に定める額

a 300 平方メートル未  
満 77,000 円

b 300 平方メートル以  
上 1,000 平方メートル  
未満 98,000 円

c 1,000 平方メートル  
以上 2,000 平方メー  
トル未満 129,000 円

d 2,000 平方メートル  
以上 5,000 平方メー  
トル未満 209,000 円

e 5,000 平方メートル  
以上 10,000 平方メー  
トル未満 272,000 円

f 10,000 平方メートル

	以上 25,000 平方メートル未満	327,000 円
g	25,000 平方メートル以上	384,000 円
(イ)	標準入力法等 次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額	
a	300 平方メートル未満	201,000 円
b	300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満	252,000 円
c	1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満	325,000 円
d	2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満	463,000 円
e	5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満	571,000 円
f	10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満	674,000 円
g	25,000 平方メートル以上	769,000 円

別表第 8 の 2 の項を削り、同表 3 の項事務の欄中「(次項に該当する場合を除く。)」を削り、同項を同表 2 の項とし、同表 4 の項を削り、同表備考第 1 項を次のように改める。

- 1 住宅部分とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 2 項

に規定する住宅部分をいう。

別表第8の備考第2項を削り、同表備考第3項中「第15条第1項」を「第14条第1項」に改め、同項を同表備考第2項とし、同表備考第4項を同表備考第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 4 共同住宅等とは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第21条第2項に規定する共同住宅等をいう。

別表第8の備考第5項を次のように改める。

- 5 誘導性能基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準をいう。

別表第8の備考第6項中「3の項又は4の項」を「2の項」に改め、同項を同表備考第12項とし、同表備考第5項の次に次の6項を加える。

- 6 誘導仕様基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準をいう。

- 7 非住宅部分とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。

- 8 モデル建物法とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ、第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準をいう。

- 9 標準入力法等とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イ、第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準並びに同令第1条第1項第1号ただし書及び第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法をいう。

- 10 建築物が、住宅部分及び非住宅部分を有する場合の手数料の額は、当該それぞれの部分に係るこの表に掲げる区分に応じた額を合計した額とする。

- 11 1の項において、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定により建築基準関係規定への適合性審査の申出があった場合は、1申請当たり別表第1の1の項に規定する金額を加算する。この場合において、建築基準関係規定への適合性審査の対象に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれるときは、1申請当たり別表第1の2の項に規定する金額を加算する。

別表第10の1の項事務の欄中「第12条第1項又は第13条第2項」を「第11

条第1項又は第12条第2項」に改め、同項金額の欄を次のように改める。

次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額

(1) 住宅部分

ア 性能向上計画認定通知書が添付される場合  
次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 一戸建ての住宅 5,000円

(イ) 共同住宅等 次に掲げる評価対象面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 300平方メートル未満 10,000円

b 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満 20,000円

c 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 44,000円

d 5,000平方メートル以上 79,000円

イ 性能向上計画認定通知書が添付されない場合  
次に掲げる評価基準の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 性能基準により評価する方法

a 一戸建ての住宅 次に掲げる評価対象面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 200平方メートル未満 31,000円

(b) 200平方メートル以上 34,000円

b 共同住宅等 次に掲げる評価対象面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 300平方メートル未満 62,000円

(b) 300平方メートル以上 2,000平方メ



ートル未満 103,000 円

(c) 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満 175,000 円

(d) 5,000 平方メートル以上 251,000 円

(イ) 性能基準及び仕様基準を併用して評価する方法

a 一戸建ての住宅 次に掲げる評価対象面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 200 平方メートル未満 23,000 円

(b) 200 平方メートル以上 26,000 円

b 共同住宅等 次に掲げる評価対象面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 300 平方メートル未満 46,000 円

(b) 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満 77,000 円

(c) 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満 133,000 円

(d) 5,000 平方メートル以上 195,000 円

(2) 非住宅部分

ア 性能向上計画認定通知書が添付される場合  
次に掲げる評価対象面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 300 平方メートル未満 10,000 円

(イ) 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満 16,000 円

(ウ) 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メー

トル未満 27,000 円

(エ) 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満 79,000 円

(オ) 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満 124,000 円

(カ) 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満 157,000 円

(キ) 25,000 平方メートル以上 196,000 円

イ 性能向上計画認定通知書が添付されない場合 次に掲げる評価基準の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) モデル建物法 次に掲げる評価対象面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 300 平方メートル未満 78,000 円

b 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満 99,000 円

c 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満 131,000 円

d 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満 211,000 円

e 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満 275,000 円

f 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満 331,000 円

g 25,000 平方メートル以上 388,000 円

(イ) 標準入力法等 次に掲げる評価対象面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 300 平方メートル未満 203,000 円

b 300 平方メートル以上 1,000 平方メー

- トル未満 255,000 円
- c 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満 328,000 円
- d 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満 469,000 円
- e 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満 577,000 円
- f 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満 682,000 円
- g 25,000 平方メートル以上 778,000 円

別表第10の2の項事務の欄中「第12条第2項又は第13条第3項」を「第11条第2項又は第12条第3項」に改め、同表3の項事務の欄中「第11条」を「第13条」に改め、同表4の項事務の欄中「第34条第1項」を「第29条第1項」に改め、同項金額の欄を次のように改める。

次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額

(1) 住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 適合証、設計住宅性能評価書又はこれらに相当すると認められるものの写しが添付される場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 一戸建ての住宅 5,000 円

(イ) 共同住宅等 次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 300 平方メートル未満 10,000 円

b 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満 20,000 円

c 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メ

ートル未満 44,000 円

d 5,000 平方メートル以上 79,000 円

イ 適合証、設計住宅性能評価書又はこれらに相当すると認められるものの写しが添付されない場合 次に掲げる評価基準の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 誘導性能基準により評価する方法 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 一戸建ての住宅 次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 200 平方メートル未満 31,000 円

(b) 200 平方メートル以上 34,000 円

b 共同住宅等 次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 300 平方メートル未満 62,000 円

(b) 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満 103,000 円

(c) 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満 175,000 円

(d) 5,000 平方メートル以上 251,000 円

(イ) 誘導仕様基準により評価する方法 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 一戸建ての住宅 次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 200 平方メートル未満 16,000 円

(b) 200 平方メートル以上 17,000 円

b 共同住宅等 次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 300 平方メートル未満 30,000 円

(b) 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満 51,000 円

(c) 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満 92,000 円

(d) 5,000 平方メートル以上 139,000 円

(ウ) 誘導性能基準及び誘導仕様基準を併用して評価する方法 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 一戸建ての住宅 次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 200 平方メートル未満 23,000 円

(b) 200 平方メートル以上 26,000 円

b 共同住宅等 次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 300 平方メートル未満 46,000 円

(b) 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満 77,000 円

(c) 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満 133,000 円

(d) 5,000 平方メートル以上 195,000 円

(2) 非住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 適合証又はこれに相当すると認められるものが添付される場合 次に掲げる面積の区分

に応じ、それぞれ次に定める額

- (ア) 300 平方メートル未満 10,000 円
- (イ) 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満 16,000 円
- (ウ) 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満 27,000 円
- (エ) 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満 79,000 円
- (オ) 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満 124,000 円
- (カ) 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満 157,000 円
- (キ) 25,000 平方メートル以上 196,000 円

イ 適合証又はこれに相当すると認められるものが添付されない場合 次に掲げる評価基準の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (ア) モデル建物法 次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - a 300 平方メートル未満 78,000 円
  - b 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満 99,000 円
  - c 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満 131,000 円
  - d 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満 211,000 円
  - e 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満 275,000 円
  - f 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満 331,000 円

- g 25,000 平方メートル以上 388,000 円
- (イ) 標準入力法等 次に掲げる面積の区分  
に応じ、それぞれ次に定める額
- a 300 平方メートル未満 203,000 円
- b 300 平方メートル以上 1,000 平方メ  
ートル未満 255,000 円
- c 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メ  
ートル未満 328,000 円
- d 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メ  
ートル未満 469,000 円
- e 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メ  
ートル未満 577,000 円
- f 10,000 平方メートル以上 25,000 平方  
メートル未満 682,000 円
- g 25,000 平方メートル以上 778,000 円

別表第 10 の 5 の項事務の欄中「第 36 条第 1 項」を「第 31 条第 1 項」に改め、  
同表 6 の項を削り、同表備考を次のように改める。

#### 備考

- 1 住宅部分とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 2 項  
に規定する住宅部分をいう。
- 2 性能向上計画認定通知書とは、建築物省エネ法第 30 条第 1 項の規定による  
建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（建築物省エネ法第 31 条第 2 項の  
規定により準用される場合を含む。）の通知書の写しをいう。
- 3 共同住宅等とは、建築物省エネ法第 21 条第 2 項に規定する共同住宅等をい  
う。
- 4 評価対象面積とは、建築物省エネ法第 10 条第 1 項に規定する建築物に係る  
床面積から、市長が指定する建築物の部分の床面積を除いたものをいう。
- 5 性能基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 項  
第 2 号イ(1)及びロ(1)に規定する基準をいう。
- 6 仕様基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 項

- 第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準をいう。
- 7 モデル建物法とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ、第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準をいう。
- 8 標準入力法等とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イ、第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準並びに同令第1条第1項第1号ただし書及び第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法をいう。
- 9 適合証とは、建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物省エネ法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が証する書面をいう。
- 10 設計住宅性能評価書とは、住宅の品質確保の促進に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書をいう。
- 11 誘導性能基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準をいう。
- 12 誘導仕様基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準をいう。
- 13 非住宅部分とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。
- 14 建築物が、住宅部分及び非住宅部分を有する場合の手数料の額は、当該それぞれの部分に係るこの表に掲げる区分に応じた額を合計した額とする。
- 15 4の項において、建築物省エネ法第30条第2項の規定により建築基準関係規定への適合性審査の申出があった場合は、1申請当たり別表第1の1の項に規定する金額を加算する。この場合において、建築基準関係規定への適合性審査の対象に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれるときは、1申請当たり別表第1の2の項に規定する金額を加算する。
- 16 4の項において、一の認定の申請において審査を要する建築物が2以上ある場合の手数料の額は、当該それぞれの建築物に係る同項に掲げる区分に応じた額を合計した額とする。
- 17 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項の規定による



設計一次エネルギー消費量の計算及び同令第14条第2項の規定による誘導基準一次エネルギー消費量の計算につき共用部分に係る数値を加えない方法が採られた申請である場合は、4の項金額の欄第1号ア（イ）、イ（ア）b及びイ（ウ）bの額の算定において当該共用部分の面積を控除する。

18 5の項において、建築物省エネ法第31条第2項において準用する建築物省エネ法第30条第2項の規定により建築基準関係規定への適合性審査の申出があった場合は、1申請当たり別表第1の1の項に規定する金額を加算する。この場合において、建築基準関係規定への適合性審査の対象に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれるときは、1申請当たり別表第1の2の項又は同表3の項に規定する金額を加算する。

19 5の項において、一の認定の申請において審査を要する建築物が2以上ある場合の手数料の額は、当該それぞれの建築物に係る同項に掲げる区分に応じた額を合計した額とする。

20 5の項において、認定を受けた計画について他の建築物を追加する変更をする場合の手数料の額は、当該他の建築物に係る4の項に掲げるそれぞれの区分に応じた額を合計した額とする。

21 前2項に定める場合のいずれにも該当する場合の手数料の額は、当該それぞれに定められた額を合計した額とする。

#### 附 則

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第1の4の項事務の欄、5の項事務の欄、7の項事務の欄、8の項事務の欄、10の項事務の欄、11の項事務の欄、12の項事務の欄、75の項事務の欄及び76の項事務の欄並びに同表備考第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の別表第1、別表第3、別表第5、別表第8及び別表第10の規定は、この条例の施行の日以後行われる申請に係る手数料について適用する。

#### （提出理由）

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する

法律等の一部を改正する法律（令和４年法律第６９号）の施行による建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）等の一部改正等に伴い、手数料を改定する等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。